

# 解体業・破砕業に係る施設基準指針

《自動車リサイクル法関係》



平成18年1月

三重県



## < 目 次 >

I. 解体業に係る施設基準	1
1. 引き取った使用済自動車（2次解体の場合は、解体自動車）を解体するまでの間 保管するための施設	1
● 廃油及び廃液が漏出するおそれがないもの	
● 廃油及び廃液が漏出するおそれがあるもの	
2. 使用済自動車を解体するための施設	9
● 燃料抜取場所〔解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合〕	
● 解体作業場	
● 取り外した部品を保管するための設備〔解体作業場以外の場所で行う場合〕	
3. 解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設〔解体作業場以外 の場所で行う場合〕	19
II. 破砕業に係る施設基準	20
1. 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設	20
2. 解体自動車を破砕前処理又は破砕するための施設	22
● 破砕前処理施設（プレス機、せん断機）	
● 破砕施設（シュレッダー＝寸断機）	
3. 破砕前処理後の解体自動車を保管するための施設	26
4. 自動車破砕残さ（A S R＝シュレッダーダスト）の保管施設	27
III. 全体的事項	29
● 標準作業書との関係等	29
● 別添資料（降雨強度及び降雨強度式）	30

## I. 解体業（施設に係る基準：規則第57条第1号）

### 1. 引き取った使用済自動車（又は解体自動車<sup>（注）</sup>）を解体するまでの間保管するための施設

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲い（【運用】（1））が当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確（【運用】（2））であること。

#### 【趣旨】

- ・使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

（注）自動車リサイクル法においては、初めの解体業者において特段の作業をせずにそのまま使用済自動車を他の解体業者に引き渡すこと又は初めの解体業者においてエアバッグ類を回収し、さらに、再資源化基準に基づき鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、室内照明用の蛍光灯などを回収した後ものを別の解体業者に引き渡すことについては可能とされている。この際、初めの解体業者において解体を行った時点で残る物は法の定義上「解体自動車」となることから、2番目の解体業者は、「解体自動車」を引き取ることとなる。

#### 【留意事項】

- ・小規模な解体業者にみられるように、使用済自動車等を引き取ってその都度解体作業場で解体する場合には、解体するまでの間、使用済自動車等を保管する場所を解体作業場とは別に設けるには及ばないことから、この規定は適用されない。
- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。
- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。

#### 【運用】

##### （1）囲い

- 保管場所の周囲に囲いを設けることが必要であり、囲いは、他人に容易に侵入されることにより、使用済自動車やその部品を盗まれたり、放火されたり、住み着いたりすること等を防止するために必要なものである。
- 事業所全体が要件を満たす囲いで囲われている場合には、使用済自動車等の保管場所に別の囲いを設けることは不要であるが、事業所全体が要件を満たす囲いで囲われていない場合には、使用済自動車等の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。また、建屋内において保管されている場合には、別の囲いを設けることは不要である。

- 囲いの高さについては、人間の身長を考慮し、また、規格品のあるものとして、例えば1.8m、2.0mなどが考えられる（規格品のないものは高価になりがちである）。
- 囲いの材質については、使用済自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域を明確化するために設置するものであり、外部からの目隠しや見栄えの良さを意図したものではない。

このため、その材質としては、人が容易に出入りできないものとして、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタンなどが考えられる。また、木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合にあっては、容易に人がくぐり抜けられない程度に鉄線等を張る。

ただし、使用済自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となることから、荷重が直接囲いにかかる場合の構造としては、一般に、金網フェンスやトタンフェンスは認められない。

なお、現に変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものについては基準に適合しない。
- 囲いの出入口には、施錠できる門扉を設けることが望ましい。なお、出入口の施錠については、容易に他人が外せるようなものでなければ構わない。
- 保管場所が切り立った崖に面している場合など、容易に他人が侵入できない立地である場合にあっては、その部分に関する限り、必ずしも囲いを設置する必要はない。

## (2) 範囲が明確

- 無秩序に使用済自動車、解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- 囲いの範囲と使用済自動車や解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。
- 事業所全体が囲いで囲まれており、その一部が使用済自動車や解体自動車の保管場所である場合には、許可申請の際に提出する図面や、標準作業書に寸法を入れてその範囲を明確にしたうえで、以下のような措置を行う。
  - ・ 保管場所の境界にカラーコーンを置く。
  - ・ ロープ等の目印となるものを地面に固定する。
  - ・ 現場床面に白線等を引いて、その範囲を明確化する。

## (附) 保管の方法について

部品、材料その他の有用なものを回収することができる認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

### 【趣旨】

- ・使用済自動車を野積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生じることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

### 【留意事項等】

- ・具体的な保管方法としては、多段積みを行う場合にはラックを用いる等の方法が考えられる。

※ 使用済自動車は、金銭的価値の有無に関わらず、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなるが、平成16年12月31日までに引き取った使用済自動車については、平成17年1月1日以降に引き取った使用済自動車とは保管基準が異なる（【運用(1)～(3)】）ことから、その旨注意すること。

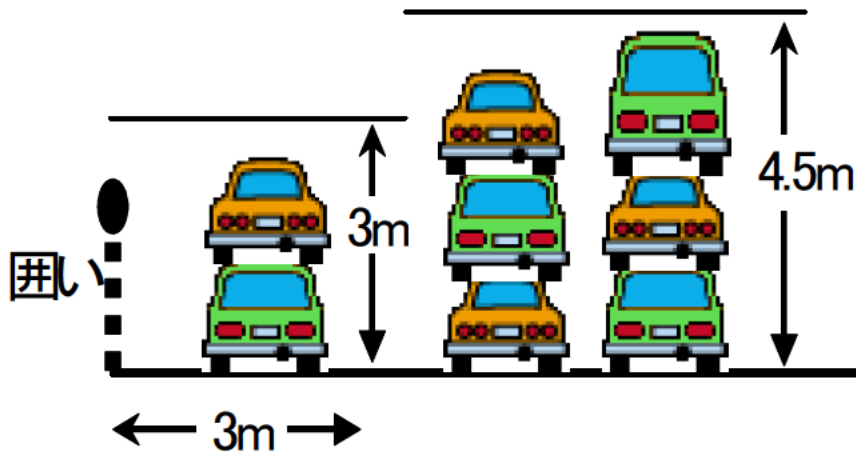
### 【運用】

#### (1) 平成17年1月1日以降に使用済自動車となったもの

新しい保管基準が適用される。使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合は、以下によること。

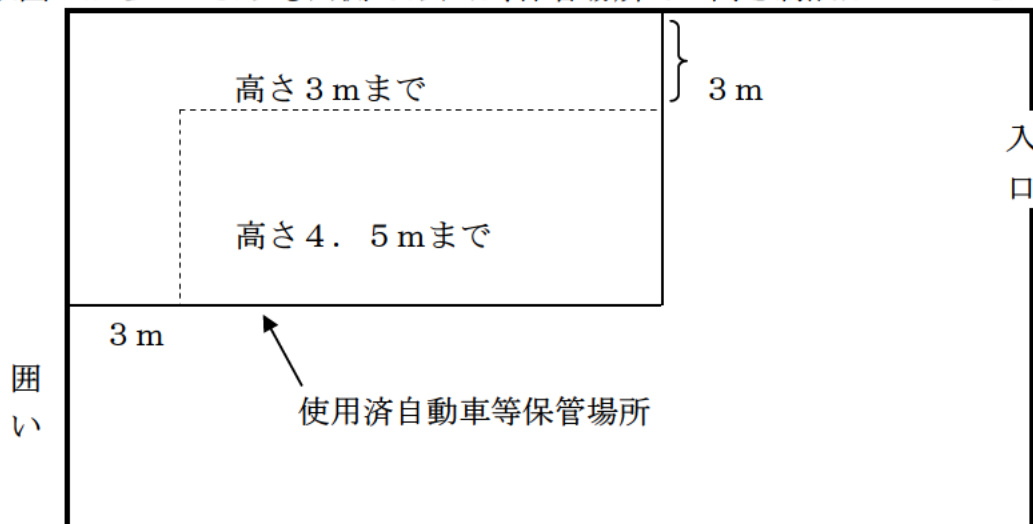
#### ○高さ

- ・使用済自動車の保管の高さは、普通自動車にあつては、囲いから3m以内は、高さ2段積み（高さ3m以下）まで、その内側では3段積み（高さ4.5m以下）までとする必要がある。
- ・大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。
- ・格納するための施設（構造耐力上安全なものに限る）に保管する場合にあつては、使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生じおそれのない高さとする必要がある。



[平成17年1月1日以降に引き取った使用済自動車の保管]

- ・ 保管場所も含めて事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれている場合は、保管場所が当該囲いから3mよりも内側であれば、保管場所での高さ制限は4.5mまでとなる。



- ・ 使用済自動車を積み重ねて保管する場合にあっては、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねることとする。または、自動車をうまく組み合わせて、隙間の少ないように積み重ねてもよい。
- ・ 使用済自動車等を乱雑に積み上げたり、立てて保管したり、大型車にもたせかけて保管することは、自動車を取り出しにくくなるとともに、倒壊による飛散・流出のおそれがあることから、基準に適合しない。

#### ○保管量の上限

- ・ 保管量の上限としては、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要がある。
- ・ 一日の平均的な搬出量の7日分という一般的な保管量の上限規定は適用されない。

○ラック等を使用する場合

- ・ ラック等格納施設を設ける場合には、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であることが必要である。また、搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのないよう、適切に積み降ろしができるものであることが必要である。
- ・ 地震等の際にラックから落下するおそれがないよう、車止め等の必要な固定の措置を講じていることが必要である。
- ・ ラックへの積み上げ、積み降ろしの方法としては、フォークリフト、昇降装置、クレーン吊りなどが挙げられる。

○ 使用済自動車の保管にあたっては、解体自動車以外の他の廃棄物を混入しないこと。

(2) 平成16年12月31日以前に使用済自動車となったもの（平成17年1月1日以降の取扱い）

保管の高さについては、平成17年1月1日以降に使用済自動車となったもの（前記<sup>(1)</sup>参照）と同じであるが、保管の上限（量）については、従前のおり一般的な産業廃棄物の保管基準が適用される。

【注】平成16年12月31日以前に引き取った使用済自動車も含め、平成17年1月1日以降は、すべての使用済自動車、解体自動車は廃棄物と見なされ、廃棄物処理法の適用を受ける。

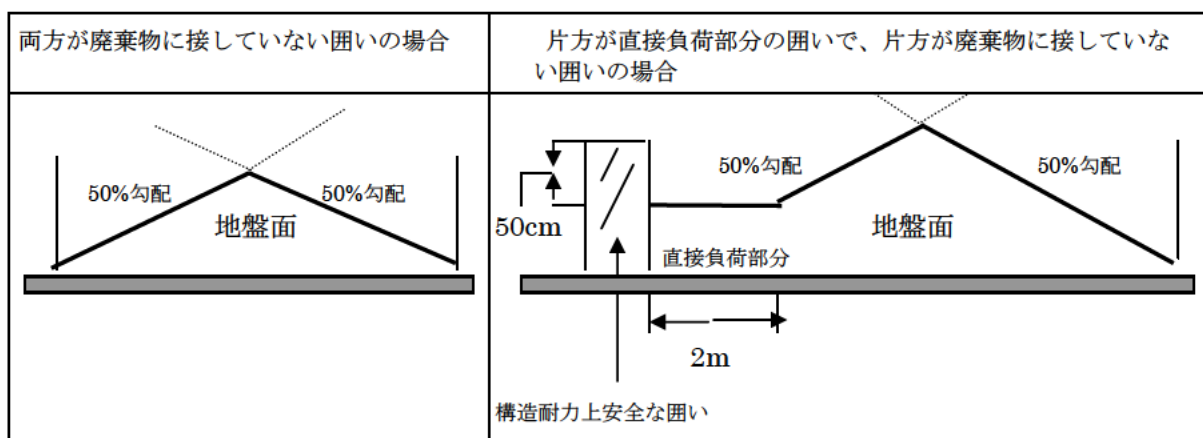
このため、有価で引き取ったものであっても廃棄物となり、保管基準等廃棄物処理法の適用を受けることに注意が必要である。

(3) 平成16年12月31日以前に使用済自動車となったもの（平成16年12月31日までの取扱い）〔廃棄物として扱われるものに限る〕

保管の高さ及び保管の上限（量）とも、従前のおり一般的な廃棄物の保管基準【参考】が適用される。

【参考：一般的な廃棄物の保管基準】

- 廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合の積み上げ高さ：  
下図の——線以上の高さに積み上げることはできません。



- 廃棄物の保管量の上限は、
  - 一般廃棄物：当該保管場所において適切に保管できる量を超えない量
  - 産業廃棄物：収集運搬（積替・保管を含む。）を行う場合の保管量については、1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えない量
  - 産業廃棄物の処分を行う場合の保管量については、1日当たりの処理能力に1.4を乗じて得られる数量を超えない量

#### (4) 共通事項

##### ○ 掲示板

掲示板は、次のとおり設置する必要がある。

- ・ 事業場外部から見やすい箇所に設置する。
- ・ 大きさは、縦・横それぞれ60cm以上とする。
- ・ 掲示板の記載事項は、以下のとおりとする。
  - ・ 保管の場所である旨
  - ・ 廃棄物の種類 使用済自動車（又は解体自動車）である旨
  - ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
  - ・ 積み上げることができる高さ並びに保管上限（屋外保管の場合のみ）

##### [掲示板の記載例]

名称及び廃棄物の種類	使用済自動車・解体自動車の保管場所
管理者の氏名 又は名称及び連絡先	□□自動車解体（株）△△工場 ○○課 ○○ ○○ 電話 ○○○－○○○－○○○
積み上げ高さ	最大○○m
保管量の上限	最大○○台

注) ①文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。

②文字は読みやすく鮮明であること。

③雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。

- ねずみ、蚊、はえ、その他衛生害虫により、保管場所周辺の生活環境に支障をきたさないようにするため、使用済自動車等に水が溜まってボウフラが発生するおそれがある場合などは、必要に応じて、定期的な薬剤散布等の措置が必要である。
- 使用済自動車の荷重が、直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であることが必要である。



□ 解体作業場<sup>(2. ②)</sup>以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面<sup>〔運用(1)〕</sup>を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置<sup>〔運用(2)〕</sup>及びこれに接続している排水溝<sup>〔運用(2)〕</sup>が設けられていること。

#### 【趣旨】

- ・老朽化した使用済自動車や事故にあった使用済自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油・廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書で明らかにされていない場合には、廃油・廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造を定めるものである。

#### 【留意事項等】

- ・廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場に搬入することで保管場所に代えることもできる。その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。
- ・あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。
- ・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

#### 【運用】

##### (1) 床面

- 廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車としては、老朽車や事故車などが該当すると想定される。
- 廃油・廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面が鉄筋コンクリート舗装の場合とは、以下のような対応が考えられる。

- ・鉄筋コンクリート舗装の厚さは15cm以上であり、適切な配筋を有すること。
  - ・保管場所において重機を使用する場合、その荷重に耐えるものであること。
- なお、液状物が自然に排水溝に集まるよう適切な傾斜を設けることも必要となる。

【注】国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修『構内舗装・排水設計基準』においては、一般的な舗装の舗装厚として、コンクリート舗装の場合、コンクリート版厚15cmとされている。この15cmについては、「施工性から使用骨材粒径の3倍以上が望ましいこと、コンクリート版の設計公式による検討結果などの理由によるものである。」とされている。

- 床面の厚さについては、現地調査や施工図等により確認することとなる。
- 既に施工済みであるなど、鉄筋コンクリート舗装の厚さが15cmに満たない場合にあっては、保守点検を確実にを行い、ひび割れ等が発見された場合には直ちに補修する、鉄板を敷いて作業する等の対応を標準作業書に記載する必要がある。
- 廃油・廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面は鉄筋コンクリート舗装ではないが、これと同等以上の効果を有する場合とは、以下のような対応が考えられる。
  - ・厚さ15cmの無筋コンクリート舗装を厚さ10mmの鉄板で覆っている。
  - ・厚さ15cmのアスファルト舗装を厚さ10mmの鉄板で覆っている。
 なお、アスファルト舗装単独では、油の浸透が生じるので基準を満たさない。
- 重機を使用する場合にあっては、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑らないようにするため滑り止め加工を施す）など、床面が重量によりひび割れないよう措置した上で、作業する必要がある。
- 廃油・廃液が漏出するおそれのある自動車（事故車、老朽車など）の場合で、床面が鉄筋コンクリート舗装等でない場合の措置としては、以下のような対応が考えられる。この場合には、これらのことが標準作業書において明らかにされていなければならない。
  - ・直ちに解体作業場に移動して解体を行い、保管しない。
  - ・直ちに燃料抜取場所又は解体作業場に移動し、廃油、廃液を抜き取った上で保管場所において保管する。
  - ・使用済自動車の廃油が含まれる部位の直下に、あらかじめ十分な容量の缶を配置するとともに、漏出を防ぐためその缶に雨水が入らないようにする。
  - ・使用済自動車の直下に、十分な量の布を敷き詰め、廃油を含んだ布は、直ちに交換する。

なお、あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。

## (2) 油水分離装置・排水溝

- 解体作業場 (次の2. ②) の運用に準じる。

## 2. 使用済自動車を解体するための施設

### ① 燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）

ハ 解体作業場<sup>(2. ②)</sup>以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面<sup>〔運用(1)〕</sup>を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」<sup>〔運用(2)〕</sup>という。）及びこれに接続している排水溝<sup>〔運用(3)〕</sup>が設けられていること。

#### 【趣旨】

- ・解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行うことが必要である。
- ・燃料の抜き取り作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく屋外で行う場合もある。
- ・燃料の抜き取りにあたっては、燃料をこぼすことがないよう作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料抜き取り場所の構造を定めるものである。

#### 【留意事項】

- ・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ・ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてためます等に流入するものと考えられる。そこで、万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。
- ・排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置と共用する場合であって、燃料採取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。

- ・ 抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化（再利用を含む）又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。
- ・ 燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、市町長等の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。
- ・ 消防法における指定数量は、ガソリン（第1石油類）200リットル以上、軽油等の第2石油類1,000リットル以上、エンジンオイル等の第4石油類6,000リットル以上とされている。また、市町の条例によって、指定数量の1/5以上から指定数量未満の危険物（例えばガソリンの場合、40リットル以上200リットル未満）に関する技術基準、届出等が定められていることが一般的である。  
(なお、以上の消防法に係る内容は、燃料抜取場所以外の危険物貯蔵・取扱場所にも共通するものである。)

## 【運用】

### (1) 床面

- 引き取った使用済自動車(解体自動車)を解体するまでの間保管するための施設(1.ロ)の運用例による。ただし、燃料抜取場所においては、床面がコンクリート舗装等でない場合の運用は認められない。

### (2) ためます等

- ためますとは、排水溝に接続し、漏出した燃料を一時的に溜めておく不浸透性の構造物である。
- ためますは、こぼれた燃料が十分回収できる容量があり、ひび割れなどが無いこと。また、容器（ドラム缶など）をそばに置くことができ、ポンプ等で燃料を吸い上げるなど、確実に燃料を回収できること。
- 「ためますその他これと同等以上の効果を有する装置」としては、油水分離装置が考えられる。油水分離装置で対応する場合は、燃料抜取場所の雨水の量を考慮して設計を行い、標準作業書にその旨記載するものとする。

### (3) 排水溝

- 排水溝は、こぼれた燃料が滞留せず、ためます又は油水分離装置に流れていくよう傾斜のついた構造であり、ひび割れなどが無いこと。また、事業場内に降った雨のうち、燃料抜取場所内のもののみが流入し、その他の排水が混入しない構造であること。  
なお、車両等の出入口は、溝縁を補強しておくことが望ましい。

### (4) 燃料が漏出した場合の措置

- 燃料が漏出した場合の措置について、直ちにウエスで拭き取るなどの対応を標準作業書に記入するものとする。

## ② 解体作業場

二 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

- (1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面〔運用(3)〕を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく〔運用(1)〕、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備〔運用(2)〕を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置〔運用(4)〕を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

### 【趣旨】

- ・解体の工程での使用済自動車からの廃油・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取ることが必要である。
- ・その際に、廃油、廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造を定めるものである。

### 【留意事項】

- ・床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ・必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、ここでは数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないように、構造耐力上安全なものとする必要がある。

- ・(3)の「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。
  - ①横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること
  - ②周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること
 また、「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、
  - ①万一廃油、廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること
  - ②解体作業場の清掃に水を用いないこと
 等が示されている場合が考えられる。
  
- ・油水分離装置は、流入する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。
  
- ・油水分離装置に雨水排水が流入する場合には「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。
  
- ・解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。強雨が連続する場合であっても適正に処理を行うためには大規模な油水分離装置が必要となることから、解体作業場に屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けることにより、その発生量を極力減らすことを原則とする。屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限られ、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。

また、敷地外部から流入する雨水等については、油水分離装置で処理する必要はないので、敷地周囲に排水溝を設置すること等により、油水分離装置へ流入しないようにする工夫も必要である。
  
- ・油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行うことが必要である。
  
- ・なお、市街化調整区域において、建築物の建築等を目的とした開発行為は都市計画法により許可が必要とされているが、都市計画法第34条第10号ロ等に基づき、都道府県知事等により開発の許可がなされる場合がある。
 

その運用については、国土交通省より地方公共団体の開発許可部局に示されている「開発許可制度運用指針（平成13年5月2日国総民第9号）」において、画一的な運用ではなく条例や審査基準の制定等を通じて、地域の実情等に応じた運用を行うことが必要であることとされているので、市街化調整区域における屋根等の設置については、解体業の許可を行う部局は開発許可担当部局とも十分調整しつつ適切に判断することが必要とされている。

【運用】

(1) 解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない構造

○ 次の2つの条件をともに満足する場合は考えられる。

① 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること

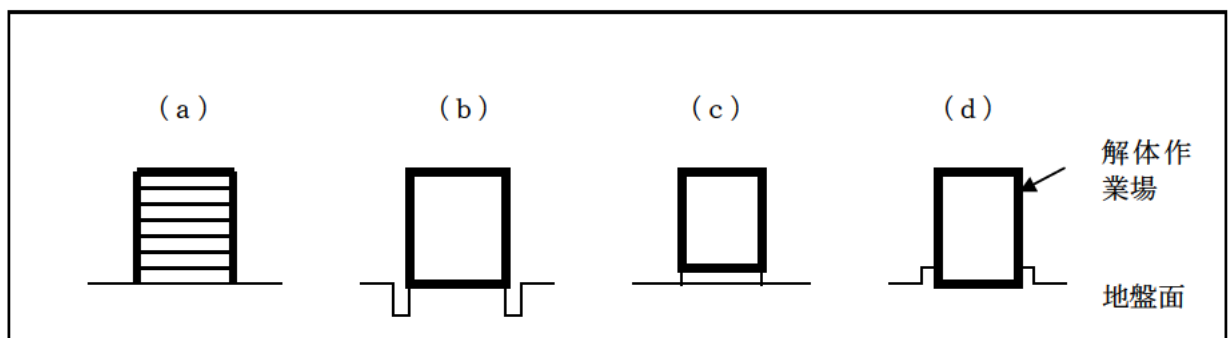
材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根 覆い	鉄板、瓦、スレート葺 等 (テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根又は覆いがあること</li> <li>・屋根及び壁は容易に移動できない物であること。</li> <li>・壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい。</li> </ul>	

② 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

(例)

- ・ガレージのように、屋根があり、三方が壁に囲まれ、残り一方にシャッターがある構造 (a)
- ・解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水側溝 (開渠) が設けられ、解体作業場内に雨水等地表水が浸入しない構造 (b)
- ・解体作業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ侵入しない構造 (c)
- ・解体作業場の周囲に、通常地表を流れる雨水等地表水が浸透・越流しない高さの堰堤 (コンクリート製等) を設け、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ侵入しない構造 (d)

<構造の模式図>



(2) 屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備

○ 材質及び形状は (1) ①の例による。

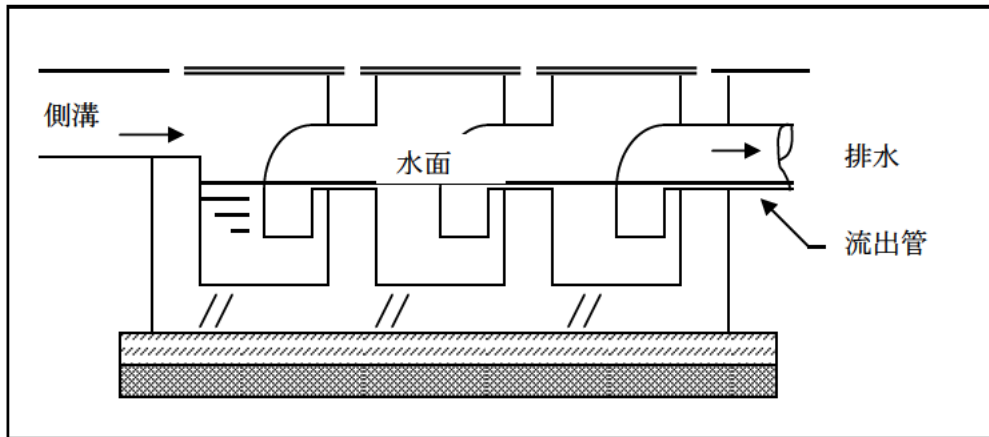
○ 屋根等を設置するのが原則であるが、市街化調整区域における立地の場合は、都市計画部局と十分な調整を図る必要がある。

### (3) 床面

- 引き取った使用済自動車(解体自動車)を解体するまでの間保管するための施設(1.ロ)の運用による。ただし、解体作業場においては、床面がコンクリート舗装等でない場合の運用は認められない。

### (4) 油水分離装置

- 屋根等がある場合で、雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容積とする。  
また、分離を確実にを行うため、一般的には3槽以上が望ましい。



- 屋根等のない場合の油水分離装置は、『構内舗装・排水設計基準』（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、東京消防庁監修の給油取扱所の基準等を参考に、解体作業場内の雨水の流出量を算定した値に応じた容積とする。また、一般的な構造としては、4槽以上、滞留時間が2時間以上となるよう設計することが望ましい。

※ 滞留時間については、鉱油系の自然浮上分離方式の油水分離槽では、一般に2時間以上とされている（(社)日本下水道協会『事業場排水指導指針』2002年版）。

- 以下の計算に従って油水分離装置（油水分離槽）を設置するのが原則である。

#### 【雨水流出量算定式】

- 本県の下水道部局は、降雨強度式として次のタルボット式を採用しており、過去の降雨状況から、県下各地域ごと、確率年数ごとの降雨強度  $I$  (mm/時間) は別添資料のとおりとなっている。

$$I = a \div (t^n + b) \dots\dots a, n, b \text{ は確率年数ごと、市町毎の定数。} t \text{ は降雨継続時間 (分)}$$

※ 確率年数とは、「何年に1回かの割合で想定される値かを示すもの」

※ 降雨強度とは、ある降雨量を1時間当たり換算したもので、一般に、降雨強度の大きい降雨は降雨継続時間が短く、逆に降雨強度の小さい降雨は降雨継続時間が長くなる。これらの関係を求めたのが降雨強度式である。



- 確率年数については、国土交通省監修の『構内舗装・排水設計基準』では3年確率となっているが、本県の下水道部局などでは5年から10年確率としていることから最低でも5年の確率年数を用いるものとする。
- 油水分離装置の滞留時間は2時間（120分）以上としているので、降雨強度として120分間の降雨強度I（2時間の平均的な雨量）を採用し（本式の「t」に「120」を入れて）計算する。  
なお、別添資料に計算結果を掲載してあるため、これを利用してもよい。
- 合理式（ラショナル式）を用いて、雨水流出量Q（m<sup>3</sup>/秒）を算定する。

$$Q = (I \div 1,000 \div 60 \div 60) \times A \times C$$

ここに、

Q：雨水の流出量（m <sup>3</sup> /秒）	}	を意味する。
C：流出係数		
I：降雨強度（mm/時間）		
A：集水面積（m <sup>2</sup> ）		

※ 解体作業場の場合、極めて短時間に油水分離装置に流下するため、地下浸透や蒸発等によるロスはほとんどないと考えられる。このため、一般に流出係数**C=0.95**として計算。なお、一般の路面舗装では、流出係数は0.70～0.95（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『構内舗装・排水設計基準』）とされている。

※ 集水面積A（m<sup>2</sup>）は、解体作業場を含めた油水分離装置の集水区域の面積である（解体作業場の周囲に排水溝を掘るなどして雨水侵入が防止されている場合は、解体作業場の面積）。

- 雨水流出量Qから、滞留時間2時間に相当する油水分離装置の容量を算定し、これが設計容量V（m<sup>3</sup>）となる。

$$V = \frac{\text{(m}^3\text{)}}{\text{(m}^3\text{/秒)}} \times \frac{\text{(秒/分)}}{60} \times \frac{\text{(分/時間)}}{60} \times \text{(時間)} \times 2$$

### 【計算例 油水分離装置のみによる対応】

<条件>

- ・ 設置場所：桑名市
- ・ 確率年数：5年
- ・ 油水分離装置の滞留時間：2時間（120分）
- ・ 解体作業場（雨水侵入防止のための排水溝あり）の面積が5m×5m＝25m<sup>2</sup>
- ・ 流出係数：0.95

- 5年確率の降雨強度は、

$$I_5 = 4,260 \div (74.3 + 35.2) = 38.9 \text{ (mm/時間)}$$

- 合理式から雨水の流出量は、

$$Q = (38.9 \div 1,000 \div 60 \div 60) \times 25 \times 0.95 = 0.000257 \quad (\text{m}^3/\text{秒})$$

- 設計容量Vは、

$$V = 0.000257 \times 60 \times 60 \times 2 = 1.85 \quad \text{m}^3$$

- なお、事業場敷地外部から流入する雨水等が油水分離装置へ流入しないようにする工夫としては、以下のような対応が考えられる。

(例)

- ・事業場敷地周囲に、雨水吐きのための排水側溝（開渠）を設ける。
- ・事業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水が作業場へ侵入しない構造とする。
- ・事業場敷地周囲に、通常地表を流れる雨水が浸透・越流しない高さの堰堤（コンクリート製等）を設ける。

- 市街化調整区域に立地している場合であって、屋根等を設置することができない場合にあつては、上記計算に基づき、十分な容量の油水分離装置を確保するのが原則である。

#### (5) その他留意事項

- 重機を用いて解体する場合にあつても、屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備が必要である。解体は重機の先端部分で行うものであるが、少なくともその作業場所については、屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装していることが必要である。また、当該作業場所や、重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑るのを防ぐため滑り止め加工を施す）などして補強し、ひび割れが起きないようにすることが必要である。
- 事故を起こした大型車や、公園で子供の遊び場として使用されているバスなど、自走できない大型車であつて、解体作業場への移動が困難なものにあつては、現地にて解体せざるを得ない場合も考えられる。このような場合には、現場において生活環境保の保全上支障がないような手段（例えば、降雨時には解体を行わない、廃油・廃液が漏出するおそれのある箇所の下には受け皿を置いて漏れないようにする、漏れた場合に備えてウェス類を十分に用意しておき、万が一漏れた場合は直ちに拭き取る、作業後は当該場所を原状回復する等）により解体を行うことを標準作業書に明記する。
- いわゆる「もぎ取り解体」（客が欲しい部品を自分で解体して取り外す形態）を行う場合は、許可を受けた解体業者の監督、責任のもとに行う必要がある。  
部品のもぎ取りにより油漏れ、液漏れ等が発生するおそれがある場合には、鉄筋コンクリート床面、油水分離装置、屋根等を備えた解体作業場へ移動した上で、かつ、標準作業書の手順に沿って行わせる必要がある。

### ③ 取り外した部品を保管するための設備

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置〔運用(1)〕が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置〔運用(2)〕が講じられていること。

(2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備〔運用(2)〕を有すること。

#### 【趣旨】

- ・ 廃油が付着した部品から廃油・廃液が漏出し、降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

#### 【留意事項】

- ・ 保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用してもよい。
- ・ 保管に先立ち部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより廃油・廃液が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。

#### 【運用】

##### (1) 廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置

- 使用済自動車の解体作業に当たって、廃油・廃液の漏出を防止するためには、早い段階で廃油・廃液を抜き取ることが必要であり、分離した部品の保管の段階まで廃油・廃液が抜き取られていなかったり、多量に付着していることは適切な処理とは言い難い。
- まず、分離した部品等は、廃油・廃液を含むもの又は付着しているもの若しくはそのおそれがあるものをその他の部品等と区分し、廃油・廃液が完全に抜き取られているかどうか、表面に廃油・廃液が付着していないかどうかを確認するとともに、廃油・廃液の残留が認められるときには、廃油・廃液の流出対策の整った場所において廃油・廃液の抜き取り、拭き取り作業を行う。

- 次に、開口部がキャップやボルトにより密栓されているかどうか、破損箇所がないかどうかを十分に確認し、開口部や破損箇所から廃油等が漏れ出すことがないように措置を講じる。
- 一方、オイル類を抜き取ることによって品質が劣化するおそれのある部品（エンジン、ミッションなど）にあつては、漏れることのないように確実に密栓するとともに、破損することのないよう注意して保管する。

## (2) 保管設備の構造

- 保管設備に屋根、覆いを設置することが困難な場合や、床が鉄筋コンクリートなど不透水性構造となっていない場合などにおいては、次表に掲げる区分に応じた対応が講じられている必要がある。

区 分	屋根・覆いがある場合	屋根・覆いがない場合	備 考
不透水性の床である場合	<p>[パターンA]</p> <p>○保管場所が明示されていればよい。</p>	<p>[パターンC]</p> <p>①使用済トラックのコンテナや幌付き荷台の代用。</p> <p>②密閉型のふた付きボックスで保管する。</p> <p>③部品を遮水性シート等で覆う。</p>	
透水性の床である場合	<p>[パターンB]</p> <p>①保管場所の下に、鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器などの受け皿を設置する。</p> <p>②分離部品の下にオイルマット、ウエスなど吸着材を敷く。</p> <p>※パターンDの施設でも可</p>	<p>[パターンD]</p> <p>①使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器などの受け皿を設置する。 (コンテナ、荷台の床が遮水構造の場合には、不要)</p> <p>②密閉型のふた付きボックスで保管する。</p>	<p>注1) いずれも少量の廃油・廃液の流出しか想定しておらず、保管前の十分な除去作業が前提である。</p> <p>注2) 廃油・廃液の受け皿は、部品と直接接する場合、その荷重に十分耐え得る材質、構造のものでなければならない。</p>

- バンパー、ランプ類、ドアミラーなどはボックス式の保管設備で十分と思われるが、重量があり廃油・廃液に接触した部品で積み重ねることによって破損の可能性があるものについては、ラック式になっている保管設備が望ましい。
- 保管用ラックは、保管物の重量に十分耐え得る構造、素材強度を備えている必要がある。また、ラックの支柱を支える床面は、破損、ひび割れ等が生じないように支柱にかかる荷重に十分耐える強度が必要である。
- トラックのシャーシを溶接したり、建設工事足場用鋼管を使った自家製ラックも数多く見受けられるが、これらの強度や、搬送機器（ホイスト、フォークリフト、リフターなど）の能力を勘案して、ラックの高さ、保管量を定める必要がある。

○ バッテリー（特に破損して鉛蓄電池の電極が剥き出しになったもの）は、屋根・覆い及び壁等によって風雨に晒されることのない構造の保管施設で保管することが必要である。（屋内、物置等の倉庫、密閉型ポリボックス、シート等での完全包装など）  
また、その設置場所は、重機やその他作業機械の衝突の危険性の低いところを選ぶ必要がある。

○ コンテナを積み重ねたり、鋼製ラックの上部に鉄板やスレートなどの覆いを取り付けた保管施設は、構造によっては建築物とみなされる可能性があるので、建築又は開発担当部局との調整が必要である。

### （3）取り外した部品が廃棄物に該当する場合

○ 取り外した部品が他人に有償で売却できず、廃棄物となった場合には、廃棄物処理法の一般的な保管基準が適用される。

○ 屋外でタイヤ等を保管する場合にあっては、乱雑に積むと水が溜まり、ボウフラの発生源となりやすいので注意が必要である。必要に応じ、シートで覆いをしてタイヤ内に水が溜まらないようにする、定期的な薬剤散布を行う、水を捨てて積み直す等の措置が必要であり、その旨標準作業書に記載する。

## 3. 解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設

へ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

### 【趣旨】

・ 解体した後の解体自動車の保管場所についても、解体する前の使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

### 【留意事項】

・ 引き取った使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設と同様である。

### 【運用】

○ プレス前の解体自動車については、引き取った使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設と同様である。

## Ⅱ. 破砕業（施設に係る基準：規則第62条第1号）

### 1. 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

#### 【趣旨】

- ・解体自動車（廃車ガラ）の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

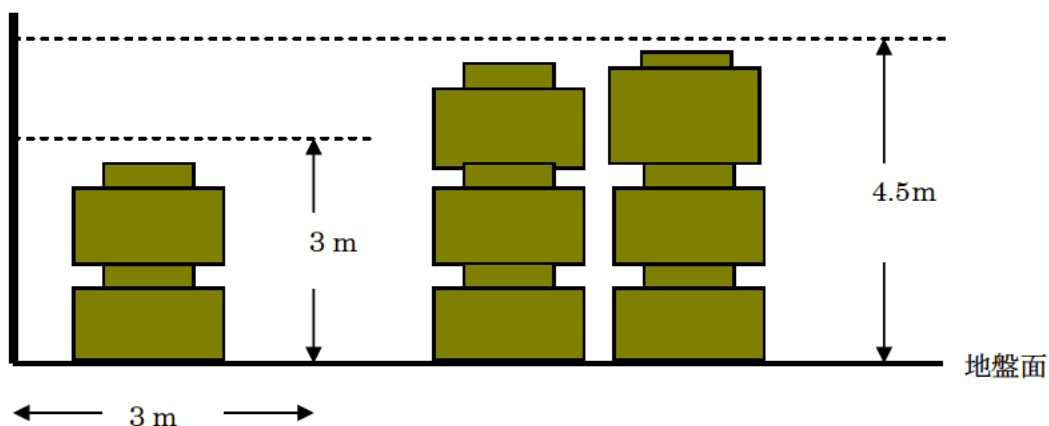
#### 【留意事項】

- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入口に施錠等が可能なものとする。
- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、解体自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にできるものであればよい。

#### 【運用】

- 使用済自動車を保管するための施設の運用<sup>(1. (1)、(2))</sup>に準ずるが、圧縮したものと、圧縮していないものとで扱いが異なるので注意が必要である。
- 圧縮していない解体自動車は、使用済自動車と同じ保管基準、すなわち、囲いから3 m以内は高さ3 m以下、その内側では高さ4.5 m以下とする必要がある。

塀（囲い）

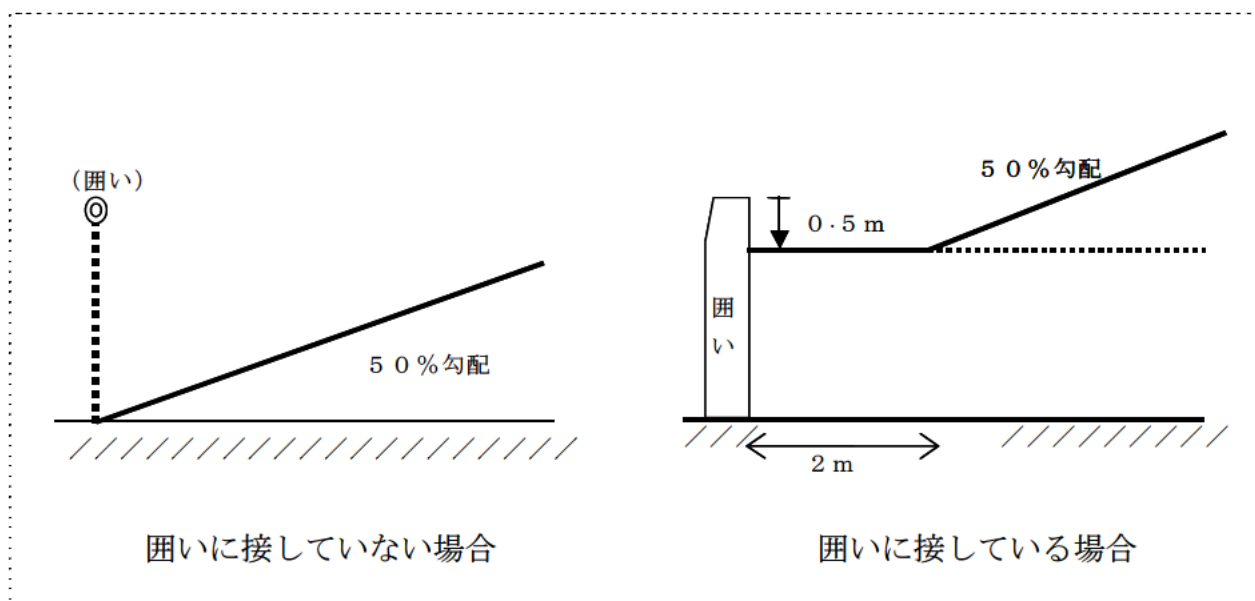


〔圧縮していない解体自動車の保管〕

- 重機により簡易プレスされた解体自動車、ソフトプレス（1軸圧縮）、Aプレス（3方締圧縮）、サイコロプレスなど、圧縮されたものである場合には、一般的な産業廃棄物の保管基準に従い保管する必要がある。

すなわち、

- ・ 廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。
- ・ 廃棄物が囲いに接している場合（直接負荷部分がある壁）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下の線とし、2m以内の内側は勾配50%以下とすること。



[圧縮した解体自動車の保管]

- 圧縮していない解体自動車と、圧縮した解体自動車とでは保管基準が異なるので、これらは分けて保管する必要があるが、保管場所が十分でない場合などにおいては、圧縮していない解体自動車は搬入後直ちに圧縮し、圧縮した解体自動車の保管場所に保管するなどの対応を行う。

## 2. 解体自動車を破砕前処理又は破砕するための施設

### ① 破砕前処理施設（プレス機、せん断機）

□ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置（【運用①、②】）が講じられた施設を有すること。

#### 【趣旨】

- ・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

#### 【留意事項】

- ・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮（プレス）又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないように措置を講じた施設であることが必要である。
- ・圧縮（プレス）又はせん断施設としては、据え付け型のものに加えて、圧縮（プレス）又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがある。
- ・可動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理されているかどうかを確認する必要がある。
- ・また、移動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う場所において環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等の環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要である。

#### 【運用】

- 廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないような必要な措置の例としては、以下のようなものが考えられる。

### ① 据え付け型施設、可動型施設（重機）の場合

- ・破砕前処理作業に伴って発生する解体自動車の破片等の事業場外への飛散、流出、騒音等を防止するため、圧縮（プレス）、せん断施設は、屋根・壁等があり、かつ、コンクリート舗装した建物内に設置することが最も有効であり、望ましい。



- ・ 重機により圧縮を行う場合は、重機の先端部分で圧縮することとなるが、その作業場所については、屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装していることが望ましい。また、当該作業場所や、重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合滑り止め加工を施す）などして補強し、ひび割れが起きないようにすることが望ましい。
- ・ 破砕前処理作業に伴って発生する振動の周囲への伝搬を防止するため、必要に応じ、大型基礎設計、防振装置等により対応する。
- ・ 必要に応じ、周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにする。

## ② 移動型施設（プレスカーなど）の場合

- ・ 圧縮時や移動時に、解体自動車の破片等が飛散・流出することのないような移動型施設を準備する必要がある。
- ・ 移動型施設による圧縮は、移動先の事業所内で、かつ、周辺に影響の少ない場所で行う必要があり、道路上で作業を行ってはならない。また、床面が鉄筋コンクリート等で舗装された場所で行うことが望ましい。その旨標準作業書に記載する。
- ・ 作業場所によっては、近隣への圧縮時の騒音や振動を避ける必要がある。このため、時間帯に配慮して行うことも必要であり、その旨標準作業書に記載する。
- ・ 万が一、廃油・廃液類の漏出があった場合には、直ちにウェス等で拭き取り、現場の原状回復を図る。また、解体業者に対し、廃油・廃液の確実な回収を促す（引取拒否事由となる。）。

### （附）破砕前処理に関する基準

法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこと（【運用】）とする。

#### 【趣旨】

- ・ 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉・転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ごみ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。

#### 【運用】

- 解体業者等前工程の業者に対し、トランクなど解体自動車内に生活ごみ等が混入されることのないよう注意を促す。
- 解体自動車に生活ごみ等が混入していないか確認するため、処理前の解体自動車を保管場所からフォークリフト等で破砕前処理場まで運搬した直後に、作業員が目視で確認し、混入を発見した場合は手作業で除去する。その場合、再度、解体業者等前工程の業者に対して注意を促す。

## ② 破砕施設（シュレッダー）

ハ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

- (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第十五条第一項（設置）又は第十五条の二の五第一項（変更）の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置（〔運用〕）が講じられた施設であること。

### 【趣旨】

- ・解体自動車の破砕を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破砕を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

### 【留意事項】

- ・自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当する。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当する。  
都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置許可をする際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認していることから、当該設置許可を受けた破砕施設については、既に環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえる。  
破砕業の許可の審査にあたっては、申請書に施設許可番号を記載することで足りることとなり、申請書類の簡素化が図られる。
- ・一方、破砕施設の1日当たりの処理能力が5トン未満の場合には、廃棄物処理法第15条第1項に基づく都道府県知事等の施設設置許可は必要とはされないが、当該施設での破砕処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

### 【運用】

- 廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように講じる必要な措置は、以下の例による。

対 象	対 策 の 内 容
飛散、流出	施設を建屋内に設置し、破碎作業に伴って発生する粉塵等の飛散、流出を防止する。
騒 音	周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにする。
振 動	大型基礎設計、防振装置等により、周囲への振動伝搬を防止する。

### (附) 破碎に関する基準

法第十八条第五項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- 二 自動車破碎残さに異物が混入しないよう<sup>〔運用〕</sup>に、解体自動車の破碎を行うこと。

### 【趣旨】

- ・ 有用な金属及び自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の再資源化を促進しようとするものである。

### 【留意事項】

- ・ 破碎施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破碎に併用する場合には、破碎をする際に区分して破碎することが必要である。その際の破碎施設の運転管理の方法等については標準作業書に記載しておくこととする。

### 【運用】

- 解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機など）の破碎を同一の破碎機を用いて行う場合は、時間帯を変えて同時に破碎を行わないなどの工夫により、シュレッダーダストが互いに混ざらないようにする。
- 解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機など）から発生する残さは、それぞれ分けて別の場所に保管するか、同じ保管場所であっても、時間帯によって分ける等により、混入することのないよう留意する。

### 3. 破碎前処理〔圧縮（プレス）又はせん断〕後の解体自動車を保管するための施設

ニ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

#### 【趣旨】

- ・（圧縮（プレス）又はせん断した後の）解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

#### 【留意事項】

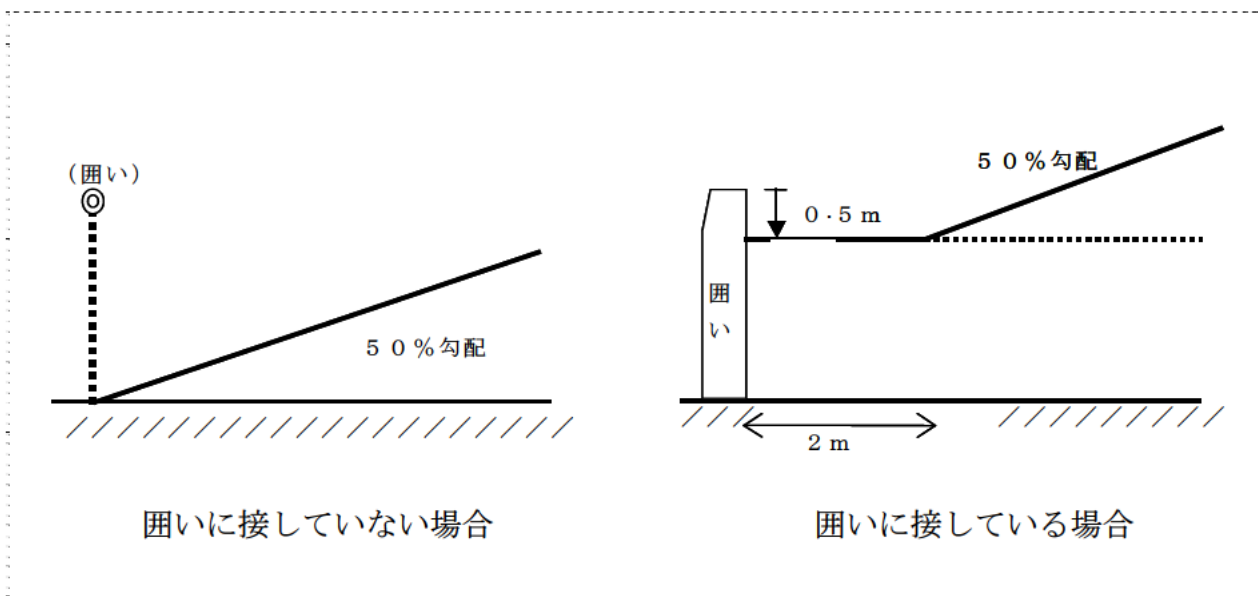
- ・ 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則であるが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区分管理することができる場合には、他のものの保管場所と共用することは可能である。

#### 【運用】

- 基本的に、使用済自動車を保管するための施設と同様である。
- 圧縮、せん断した後の解体自動車については、一般的な産業廃棄物の保管基準に従い保管する必要がある。

すなわち、

- ・ 廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。
- ・ 廃棄物が囲いに接している場合（直接負荷部分がある壁）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下の線とし、2m以内の内側は勾配50%以下とすること。



〔圧縮又はせん断された解体自動車の保管〕

#### 4. 自動車破碎残さ（ASR）の保管施設

ホ 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さを保管するための十分な容量（【運用（1）】）を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面（【運用（2）】）を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（【運用（3）】）（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備（【運用（4）】）を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備（【運用（5）】）を有すること。

##### 【趣旨】

- ・自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の飛散・流出を防止するため、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管場所の構造を定めるものである。

##### 【留意事項】

- ・排水処理施設の能力は、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を要するものが必要である。
- ・「自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じる場合」としては、湿式の破碎施設で発生するシュレッダーダスト（自動車破碎残さ）である場合が考えられる。  
なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「汚水が事業所から流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。
- ・降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき水量を計算することが必要である。

- ・「側壁その他の設備」としては、側壁以外にはコンテナ等が考えられる。
- ・また、一般に自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）は発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要がある。

## 【運用】

### （１）十分な容量

- 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト：A S R：Automobile Shredder Residue）の保管施設は、A S Rが保管施設から飛散・流出することのないよう、A S Rの発生量と、A S Rリサイクル施設や最終処分場への搬出量から勘案して、十分に保管する容量を有すること。
- 輸送効率を高める等の観点から、A S Rを加熱・成型する等の事前処理がなされる場合もあるが、この場合の加工物の保管も同様である。

### （２）床面

- A S Rの保管施設は、汚水等の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリート等で築造すること。内容については、使用済自動車の保管場所の項を参照。
- A S Rの運搬に重機等を用いる場合は、さらに重機等の床面への荷重を考慮した強度を有する構造とする。内容については、使用済自動車の保管場所の項を参照。

### （３）排水処理施設・排水溝

- A S Rの保管施設からA S Rの保管により汚水が生じる場合は、十分な処理能力を有する排水処理施設とそれに繋がった排水溝を設けること。
- 十分な処理能力とは当該排水処理設備に排水基準が適用される場合は、排水基準に適合する能力をいうものであること。
- 排水基準が適用されない場合もそれに準じた能力を有し、周辺の公共水域や地下水に汚染を生じないこと。
- 排水溝については、燃料抜取場所の項を参照。

### （４）屋根、覆い、その他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備

- 解体作業場（I．2．②）の運用に準じるものとする。

### （５）側壁その他の設備

- 側壁とは、廃棄物処理法施行規則８条に規定する「保管する廃棄物の荷重がかかる構造であっても構造耐力上安全である囲い」と同等の壁をいう。
- その他の設備とは、側壁と同等以上構造耐力を有する、自立したコンテナが考えられる。

### Ⅲ. 全体的事項

#### ■標準作業書との関係等

自動車リサイクル法における許可の基準には、施設に関するものと、標準作業書など申請者の能力に関するものがある。施設に関するものについては、適正な施設整備が原則となるものであり、本指針は自動車リサイクル法の施行規則に沿ってその具体的な事例を示したものである。

なお、他法令の規制等により施設面での対応が困難なものについては、標準作業書に基づく手順によりカバーできれば、全体として許可の要件を満たすものとするが、この場合であっても、標準作業書が安易に施設整備を回避するための免罪符とならないよう、事業者はその内容について確実な実行を担保する必要がある。

降雨強度式定数一覧表

地点名	確率年	定数			降雨強度算出値 (mm/hr)		
		a	n	b	10分	60分	120分
四日市	5年	4260.00	0.900	35.200	98.7	56.8	38.9
	6年	2878.06	0.815	20.789	105.3	58.8	41.0
	7年	3068.72	0.819	21.573	109.0	61.2	42.6
	8年	3414.99	0.832	23.861	111.4	63.2	44.0
	9年	3618.38	0.837	24.911	113.9	65.0	45.3
	10年	5164.00	0.900	37.180	114.4	67.0	46.3
津	5年	442.11	0.501	0.833	110.5	51.3	37.3
	6年	503.10	0.513	1.067	116.3	54.5	39.5
	7年	519.41	0.510	1.021	122.0	57.1	41.5
	8年	562.61	0.516	1.188	125.9	59.5	43.2
	9年	562.05	0.510	1.066	130.7	61.5	44.8
	10年	524.34	0.492	0.790	134.6	63.3	46.3
伊勢	5年	1703.46	0.666	10.354	113.7	66.4	49.2
	6年	1792.95	0.667	10.378	119.3	69.7	51.6
	7年	1955.86	0.675	11.194	122.8	72.3	53.6
	8年	2034.04	0.676	11.373	126.2	74.5	55.3
	9年	2079.00	0.675	11.335	129.4	76.5	56.7
	10年	2420.37	0.696	13.691	129.7	78.1	58.1
大宮	5年	49.268	0.137	-0.994	130.7	65.0	52.8
	6年	34.318	0.104	-1.024	139.2	67.7	55.2
	7年	24.698	0.079	-1.029	144.9	70.0	57.3
	8年	18.084	0.060	-1.027	149.3	71.9	59.1
	9年	8.292	0.030	-1.018	154.9	73.6	60.8
	10年	2.362	0.009	-1.006	158.1	74.9	62.1
尾鷲	5年	2426.15	0.623	12.573	144.7	95.6	75.1
	6年	3632.42	0.687	19.810	147.2	99.6	77.9
	7年	4042.72	0.700	21.760	151.0	102.8	80.4
	8年	4474.43	0.713	23.869	154.1	105.5	82.5
	9年	4639.98	0.715	24.335	157.2	107.9	84.4
	10年	7060.16	0.791	38.484	158.1	110.3	85.5
上野	5年	548.458	0.588	1.208	108.0	44.5	30.6
	6年	557.280	0.582	1.203	111.0	46.3	32.0
	7年	559.778	0.576	1.094	115.2	48.0	33.2
	8年	571.632	0.574	1.064	118.8	49.5	34.3
	9年	581.027	0.572	1.040	121.7	50.8	35.2
	10年	520.851	0.550	0.587	126.0	51.6	35.9
(旧)熊野	5年	8931	1.000	53.0	141.8	79.0	51.6
	6年	9430	1.000	53.0	149.7	83.5	54.5
	7年	9890	1.000	57.0	147.6	84.5	55.9
	8年	10296	1.000	58.0	151.4	87.3	57.8
	9年	10668	1.000	59.0	154.6	89.6	59.6
	10年	11008	1.000	61.0	155.0	91.0	60.8

$$I = a / (t^{n+b})$$

I: 降雨強度 (mm/hr)

t: 降雨継続時間 (分)



降雨強度式適用区域の割り当て

旧市町村 名称	合併後 市町名称	適用 降雨強度	日雨量比 区域割り	日雨量比	旧市町村 名称	合併後 市町名称	適用 降雨強度	日雨量比 区域割り	日雨量比		
木曾岬町	木曾岬町	四日市	桑名	1	伊勢市	伊勢市	伊勢	伊勢	1		
桑名市	桑名市			1	二見町				1		
長島町				1	御園村				1		
多度町				1	小俣町				1		
東員町				東員町	1	玉城町			玉城町	1	
藤原町	いなべ市		阿下喜	1.2	度会町	度会町		1			
北勢町				1.2	鳥羽市	鳥羽市		鳥羽	1		
大安町				1.2	磯部町	志摩市		志摩	志摩	0.8	
員弁町				1.2							浜島町
菰野町			菰野町	阿児町							0.8
川越町	川越町		桑名	1	志摩町						0.8
朝日町	朝日町			1	大王町						0.8
四日市市	四日市市		四日市	1	南勢町	南伊勢町		南島	1		
楠町				1	南島町				1		
鈴鹿市	鈴鹿市		鈴鹿	1	勢和村	多気町		粥見	0.9		
阿山町	伊賀市	柘植	1.5	多気町	0.9						
伊賀町			1.5	飯高町	松阪市	田引	1				
大山田村			1.5	大宮町	大紀町	大宮	1				
上野市		上野	1	紀勢町		細野	1.2				
島ヶ原村			1	大内山村	1.2						
青山町		名張	1.2	大台町	大台町	大宮	1				
名張市			1.2	宮川村		宮川	1.6				
亀山市		亀山市	津	亀山	1	紀伊長島町	紀北町	尾鷲	尾鷲	1	
関町	1	海山町			1						
芸濃町	1	尾鷲市			尾鷲市	1					
津市	津市	津		1	熊野市	熊野市	(旧)熊野		(旧)熊野	1	
河芸町				1	紀和町					1	
安濃町				1	御浜町	御浜町				1	
美里村				1	紀宝町	紀宝町				1	
久居市				1	鵜殿村					1	
白山町		白山		1.2	(出典) 三重県県土整備部下水道室 「三重県下 下水道事業雨水対策計画規模等検討業務委託報告書(平成17年11月)」						
一志町				1.2							
美杉村	大宮	奥津	0.9								
香良洲町	津	津	1								
松阪市		松阪	1.1								
嬉野町			1.1								
三雲町			1.1								
飯南町		大宮	粥見	0.9							
明和町	明和町	津	松阪	1.1							

(注) (旧)熊野地点を含む7つの降雨強度式を基本とし、旧市町村ごとに割り当てられた日雨量比により補正して適用すること。